大阪府社会保険労務士会
『新型コロナウイルス関連特設ホットライン』

「**休業や就業制限等**の措置に対して、どのように対応すればいいの？」

「休んでいる間の**給与**はどうなるの？」

「新型コロナウイルス感染症予防措置に対する**助成金**等の国の補助どういうものがあるの？」

シャーロッシ・ロウムズくん

2020年3月23日(月)～24日(火)
9:30～17:30
相談方法:電話にて受けつけます
電話番号:06－4792－8151

皆さまのご質問に労務管理のプロである「社会保険労務士」が**無料**で親身になってご相談に答えます。
事業主の方、労働者の方を問いません。
新型コロナウイルス感染症に関わる助成金や労務に関するご相談についてお気軽にご相談ください。

<相談事例>
- 関連助成金についての内容、手続きの相談
  - ①雇用調整助成金の特例
  - ②小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇に対する助成金
  - ③時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例
- テレワークの導入方法や、労務管理に関する相談
- 休業や賃金に関するご相談　等

大阪府社会保険労務士会
Osaka Association of Labor and Social Security Attorneys